

## 第2次

# 太良町男女共同参画基本計画



佐 賀 県 太 良 町

令和5年3月

## 目 次

### 第1章 基本計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 基本理念	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2

### 第2章 計画の内容

1. 基本目標	3
2. 体系図	4
3. 施策の方向	
基本目標1 男女共同参画社会にむけての意識改革と人権尊重	
1-1 男女共同参画に対する意識の形成	5
1-2 男女平等・人権尊重に関する教育の推進	7
基本目標2 安心して暮らせるまちづくり	
2-1 生涯にわたる心身の健康づくり	8
2-2 すべての人が安心して暮らせる環境づくり	10
2-3 防災分野における男女共同参画の推進	11
2-4 男女間の暴力の根絶	12
*「第2次太良町DV被害者支援基本計画」	13
基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備	
3-1 男女平等な職場環境づくり	17
3-2 仕事と家庭生活を両立できる環境づくり	18
3-3 農林水産・商工などの自営業における男女共同参画の推進	19
基本目標4 あらゆる分野への男女共同参画の促進	
4-1 政策方針決定過程への女性の参画促進	20
4-2 地域活動の場での男女共同参画の促進	21

### 第3章 計画の推進

1. 推進体制の充実	22
2. 住民参画の促進	22



# 第1章 基本計画策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

平成11年(1999年)国において制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であるとし、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の最重要課題と位置付けています。

しかしながら、依然として社会全体における性別に基づく固定的な役割分担意識が存在していること、また、女性の雇用問題、DVの増加や深刻化が懸念されるなど、特に女性を取り巻く環境は厳しい状況となっており、男女共同参画社会の実現を阻害する課題が十分に解消されているとは言い難い状況です。

このことから、本町では、平成23年に「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会を実現に向けて取り組んできましたが、今後も引き続き計画的に取り組んでいくために今回「第2次男女共同参画基本計画」を策定します。また、本計画では「DV被害者支援基本計画」を盛り込み、一体的に取り組むこととしております。

## 2. 基本理念

日本国憲法第14条では「法の下での平等」について、人々が等しく自由で豊かに生きる権利を保障しています。すべての人々は生まれながらにして自由、平等であり、いかなる差別も受ける事がないという人権尊重の考え方を深く根付かせる必要があります。

太良町総合計画では、男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画意識の高揚や、まちづくりへの女性の積極的な登用や就労条件向上への支援などの男女がともに社会参画できる環境づくりを進めていくこととしています。

したがって、本計画の基本理念は人権尊重の考え方や上位計画に基づき、男女がともにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できるような男女共同参画社会を実現することとします。

### 3. 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画であり、「太良町総合計画」をはじめ、国の「男女共同参画基本計画」、県の「佐賀県男女共同参画基本計画」等の関連計画と整合を図った計画です。
- (2) 男女共同参画社会づくりを、住民・地域・企業・行政が一体となって取り組むための計画です。
- (3) 平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、市町村に対し、その区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下「女性の活躍推進計画」という。)を定めることが、努力義務とされたことから、本計画の基本目標3「男女がともに働きやすい環境の整備」を女性活躍推進法における女性の活躍推進計画に位置付けています。

### 4. 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とし、社会経済環境の変化や施策・事業の進捗状況、国・県の動向等を踏まえながら、必要があれば見直しを行うこととします。



## 第2章 計画の内容

### 1. 基本目標

本計画を策定するにあたり、本町の状況を踏まえ、以下の4つの基本的な視点により目標を定めます。

#### 1. 男女共同参画社会にむけての意識改革と人権尊重

男女共同参画社会の実現に向けて、国連の女子差別撤廃条約をはじめとした国際社会における取組みを踏まえながら、人権が尊重され、社会や人々の意識に深く根付いている性別による役割分担や生き方を固定化する考え方を取り払い、誰もが自らの意思によって個性と能力が十分に発揮でき、多様な生き方ができる社会を目指します。

#### 2. 安心して暮らせるまちづくり

女性が安心して出産・育児ができ、いきいきと健康に暮らすことができる社会を目指します。

また、高齢、障害などさまざまな立場にある人たちが地域との交流を通じて相互理解を深め、互いに安心して暮らすことができるよう、また、その能力や意欲を発揮しながら社会参画し、自立した生活が送れる社会を目指します。

さらには、多様なニーズに配慮した防災対策を整備して、災害対応力を強化します。

#### 3. 男女がともに働きやすい環境の整備

職場において、雇用機会と配置、昇進、賃金などの男女格差の是正を図るとともに、働く男女が仕事と家庭生活の両立ができるような環境づくりを推進します。

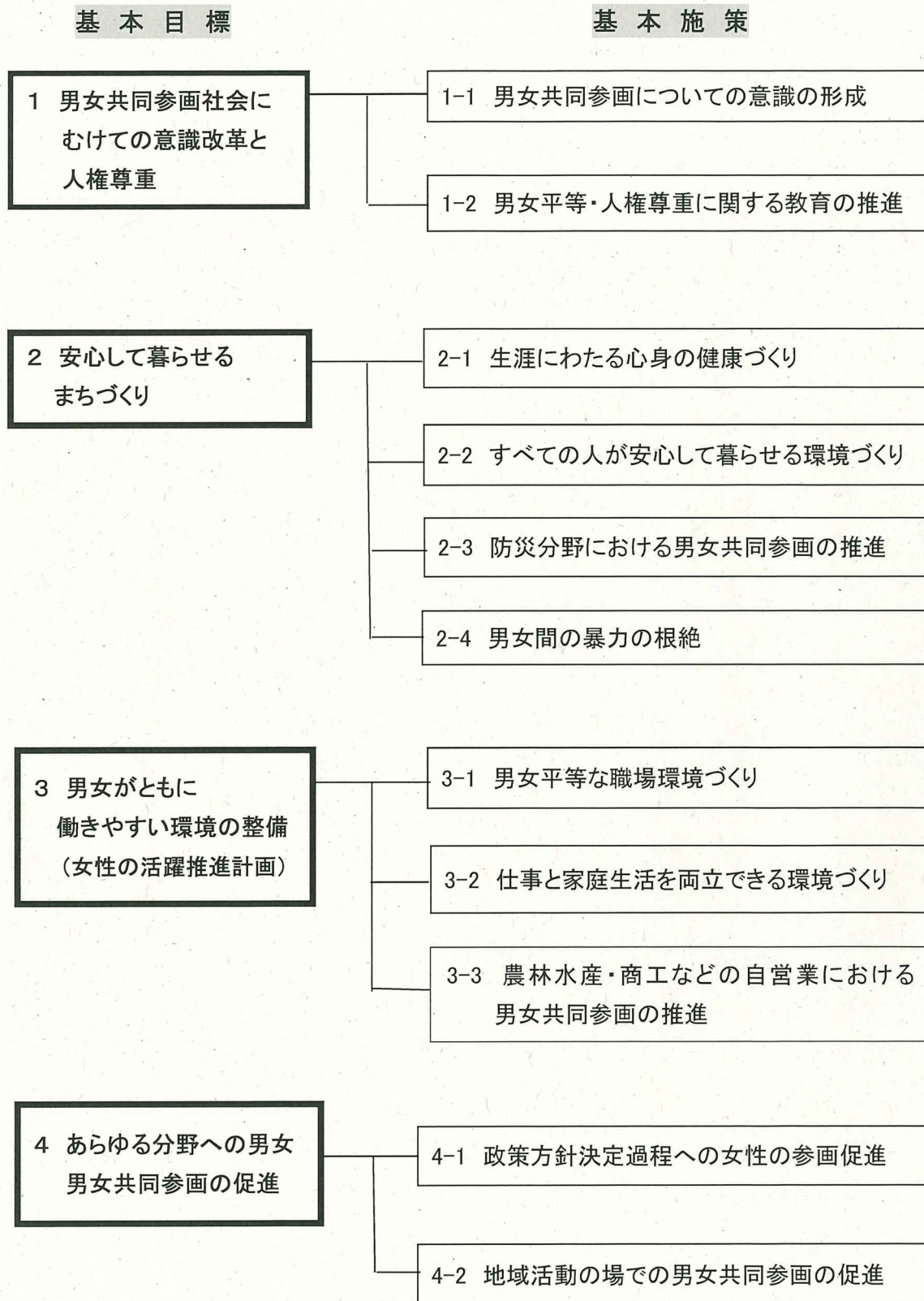
また、女性のチャレンジを支援し、働きやすい環境の整備を目指します。

#### 4. あらゆる分野への男女共同参画の促進

あらゆる場面で、「男性優位」の意識は今も根強く残っており、性別役割分担意識が政策や方針決定の場における男女共同参画が進展しない要因の一つともなっております。

男女共同参画促進の重要性についての理解の促進と、あらゆる分野で女性の考え方や意見が反映され、女性が持っている能力を発揮し、自らの地位向上を図ることができる体制を整えます。

## 2. 体系図





### 3. 施策の方向

#### 基本目標1 男女共同参画社会にむけての意識改革と人権尊重

##### 1-1 男女共同参画に対する意識の形成

###### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、ジェンダー平等の実現とあらゆる分野における政策方針の過程において男女が平等に参画することが大変重要です。誰もが個性と能力を発揮し、いきいきと生活できる社会の実現を目指し、女性の参画の拡大を図っていく必要があります。

しかしながら、男は仕事、女は家庭という性別による固定的な役割分担意識は根強く残っており、男女共同参画社会の実現の大きな妨げになっています。

男女がともに家庭を大切に、生活を基盤に、地域や職場などあらゆる場面で活躍できる社会にしていく必要があります。

このことから、男女が性別にとらわれず家庭や地域、職場などさまざまな分野において個人の能力や個性が発揮できるように、男女共同参画への認識を深めるための啓発を行い、男女双方の意識改革を進めていくことが、男女共同参画社会の実現の重要な課題といえます。

###### 【具体的施策】

###### ① 男女共同参画の啓発・情報提供の充実 【総務課】

男女共同参画社会の実現に向けて、その理念や社会的性別(ジェンダー)の視点について正しく理解されるよう啓発・情報提供を充実させます。また長時間労働の見直しなどを行い、育児や介護などに女性だけでなく男性も参加し、豊かで充実した家庭生活を築いていけるように啓発します。

また、性別や国籍、年齢、障害の有無に関わらず、多様な個性を認め合い、対等な立場で関わり合える社会を実現するための意識の醸成を行います。

さらには、男女共同参画社会を実現する上で、性の多様性への理解は欠かせないものであり、セクシャル・マイノリティといわれる人々が周囲の無理解や偏見によって生活が困難な状況に陥らないよう、性の多様性について啓発・情報提供の充実を図ります。

② 性的役割分担意識の改革 【総務課】

性別による固定的な役割分担は、それぞれの目的や経験を持って生まれてきたものですが、男女の置かれている立場の違い等を反映して結果的に男女に中立に機能しない場合があります。家庭や地域、職場などで男女平等の視点に立った慣習の見直し等について啓発します。



## 1-2 男女平等・人権尊重に関する教育の推進

### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃からの意識づくりが大切です。

学校においては、学力の向上だけでなく、人権の尊重に関する教育を推進し、人を思いやる気持ちを育てることが大切です。また、社会的・文化的・歴史的につくられてきた性差別を見直すために、人間形成にとって重要な時期である幼少期から、男女平等や男女共同参画の意識を育てていくことが大切です。

### 【具体的施策】

#### ① 男女共同参画に関する教育の推進 【学校教育課・町民福祉課】

保育所(園)等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、人権尊重を基盤とする男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進します。

また、家庭、保育所(園)等、学校、地域の連携のもと、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個性を伸ばす施策を推進します。

#### ② 子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する啓発の推進

【総務課・学校教育課・町民福祉課】

子どもたちの個性を伸ばすとともに、男女平等・男女共同参画の意識を育むためには、子育てや教育に携わる者が男女平等・男女共同参画を正確に理解することが重要であるため、教育に携わる者や保護者等への効果的な啓発を行います。

#### ③ 男女平等教育に対する生涯学習での意識改革 【社会教育課】

町民だれもが参加できる時間帯、内容等に配慮した生涯にわたって学べる多様な学習機会の確保と、生涯学習を充実させます。

## 基本目標2 安心して暮らせるまちづくり

### 2-1 生涯にわたる心身の健康づくり

#### 【現状と課題】

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。

そのためには、乳幼児から高齢期までを視野に入れ、それぞれがライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組めるように、健康づくりのための総合的な支援が必要です。

男女がお互いの身体の特徴について理解を深め、思いやりを持ち、生涯を通じていたわりあっていくことが重要です。特に女性は、妊娠、出産などに関し男性とは異なる身体的特徴があり、そのための配慮が必要です。

女性の健康確保はもとより、男女それぞれのライフスタイルに応じて、性と健康管理に関する正しい知識を持ち、たがいを尊重することについて一層の理解や啓発が必要であり、生涯を通じた健康づくりを実践していくことが求められています。

#### 【具体的施策】

##### ① 母性保護の向上と母子保健の推進 【健康増進課】

出産や子育てなどを取り巻く社会環境の変化に伴い、母子保健医療の役割はますます重要となっています。

このため、健康の保持や増進、母性保護に関する正しい知識の普及を推進し、母性保護と母子保健の充実を図るために、母親及び乳幼児の健康の保持増進を図る健診事業、保健指導事業、家庭訪問等を推進します。

また、事業主に対し、働きながら妊娠や出産をむかえる女性のための母性保護の啓発を行います。

##### ② 生涯を通じた健康づくりの推進 【健康増進課・社会教育課】

男女が共に生涯を通じて心身ともに健康であるためには、自らの健康状態を把握し、正しい知識をもって健康管理をしていくことが重要です。

このため、健康についての正しい知識の普及と、疾病の予防、早期発見、早期治療を目指した環境づくりを推進します。

ライフステージに応じた健康教室や生涯スポーツを充実させて健康増進の促進を図ります。



③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発 【総務課・健康増進課】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)は国際社会において、重要な人権のひとつと認識されています。

性や子どもを産むことに関わる全てのことにおいて、自らの意思が尊重され、自分自身で選択し、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい知識の普及に努めます。

## 2-2 すべての人が安心して暮らせる環境づくり

### 【現状と課題】

高齢者や障害のある人、外国人や子どもなどさまざまな人に配慮した安心で安全なまちづくりを進めていく中で必要なことは、すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境整備を推進することです。

今後、介護を必要とする人は増加傾向にあり、男女がともに協力して介護を担い、社会全体で支える体制を充実させていく必要があります。また、増加する認知症高齢者の早期発見、早期対応への対策を進めるとともに、高齢者が積極的に社会参加できるよう男女共同参画の視点に立った環境づくりを進めることが必要です。

また、さまざまな障害のある人が地域で自立した生活を送り、積極的に社会参画をしていくためには、生活に必要な技能を身につけるとともに、社会基盤の整備や医療・福祉など細やかなサービスを提供していくことが必要です。

### 【具体的施策】

#### ① 高齢者の生活安定と自立支援 【町民福祉課】

高齢者の積極的な社会参画は、介護予防の観点からも重要です。生きがいをつくり住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。

生活相談の実施や交流の場や生涯学習の場を充実させて、孤立を防止し社会参画のきっかけづくりを図ります。

また、健康の維持や介護予防のために健康づくり事業を充実させます。

#### ② 障害のある人の生活安定と自立支援 【町民福祉課】

社会的に孤立することなく自身の能力を活かし意欲を持って社会参画し、自立した生活を送ることができる環境整備を進めます。

障害のある人とその家族に対する相談支援体制の充実を図り、生活支援サービスの質の向上に努めます。

#### ③ ひとり親家庭などの生活安定と自立支援 【町民福祉課】

地域や家庭で安心して生活ができるよう、経済的自立に向けた支援や生活上の問題、子育ての悩みを解消する相談体制の充実にも努めます。



## 2-3 防災分野における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

安心して暮らせるまちを目指すには、多様な生活者の視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力の向上を図ることが重要です。

そのためには、地域の防災に関する方針の決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を確立することが必要です。

### 【具体的施策】

- ① 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の促進 【総務課】  
性別、年齢、障害の有無などの多様なニーズに配慮した避難所運営や防災対策整備を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた災害対応力を強化します。
  
- ② 防災分野への女性の参画推進 【総務課】  
地域の防災に関する方針の決定過程への女性の登用を促進するとともに、防災訓練や防災研修などへの女性の参画を推進します。

## 2-4 男女間の暴力の根絶

### 【現状と課題】

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の人生に深刻な影響を及ぼすもので、決して許されるものではありません。また近年、安全であるはずの家庭において、DVや児童虐待が増えています。

このことは男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであります。

このため、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発活動を推進していく必要があります。また、被害者への支援を充実させる必要があります。相談しやすい体制づくりを推進していきます。

### 【具体的施策】

#### ① DV防止の推進 【総務課・町民福祉課】

DVは個人の問題であるとともに、社会全体の問題としてとらえることが重要です。あらゆる暴力を根絶していくために、「第2次太良町DV被害者支援基本計画」の中で、重点化した取り組みを図ります。

#### ② 児童などへの虐待防止対策の推進 【町民福祉課・健康増進課】

身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、地域の関係機関とのネットワークづくりと共に、情報収集・共有により虐待の早期発見と早期対応及び予防に取り組めます。また、子どもが必要な相談・支援を受けられる環境整備を進めます。

#### ③ 相談体制の充実と支援 【町民福祉課・健康増進課】

DVに限らず、児童虐待、高齢者虐待の事例においても、被害者が安心して相談できる窓口を充実します。また、相談担当者の資質の向上を図り専門的知識を備えた人材の育成を推進します。



## 【第 2 次太良町DV被害者支援基本計画】

### ○計画策定の趣旨

配偶者及びパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

また、外部からその発見が困難な、家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

被害者は、多くの場合女性であり、配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

国においては、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が、平成 13 年 4 月に制定し、DVを防止し被害者を保護するための施策を講じてきました。

本町においても、平成 23 年に「太良町DV被害者支援基本計画」を策定し、DVの防止及び支援の拡充、強化を図ってきました。

一方で、夫婦間や恋人関係にある者からの重篤な暴力事件は後を絶たず、近年ではSNSを介して知り合う男女間のトラブルは、ストーカーや性暴力事件として顕在化することがあり、その対策は喫緊の課題とも言えます。

この状況を克服するために、「太良町DV被害者支援基本計画」の基本的な考え方を継承するとともに、新たな施策を推進し、男女間のあらゆる暴力の防止及び被害者への支援に努めます。

### ○計画の位置づけ

- (1) この計画は、「DV防止法第 2 条の 3 第 3 項」の規定に基づく基本計画です。
- (2) この計画は、「DV防止法第 2 条の 2 第 1 項」に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ県の計画の内容を勘案し、策定することとします。

### ○計画の期間

この計画は、令和 5 年度(2023 年度)から令和 9 年度(2027 年度)までの 5 年間とし、社会情勢の変化等に応じて、必要があれば計画内容等の見直しを行います。

### ○計画の基本的な考え方

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、どんな理由があっても決して許されないという認識に立ち、町民に対する正しい理解を促進し、関係機関との連携を図りながら、DV被害者の人権を尊重した適切な対応や支援のための施策を総合的に実施していく必要があります。

## ○基本目標

本計画を策定するにあたり、本町の現状を踏まえ、以下の4つの基本的な視点により目標を定めます。

1. 暴力等を許さない社会づくりに関する啓発と教育
2. 発見通報や相談しやすい体制の整備
3. 安心・安全な保護体制の整備
4. 被害者の自立支援体制づくり

## ○施策の方向

### 《基本目標1》 暴力等を許さない社会づくりに関する啓発と教育

#### 【現状と課題】

内閣府調査による「男女間における暴力に関する調査(令和3年3月公表)」のデータによると、女性の25.9%、男性の18.4%が配偶者から被害を受けたことがあると回答しています。

一方で、女性の41.6%、男性の57.1%は、配偶者からの暴力被害をどこ(だれ)にも相談していないと回答しています。その相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」が47.8%と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」32.6%となっています。

交際相手からの暴力の被害経験では、女性の16.7%、男性の8.1%があったと回答しており、相談については女性の34.0%、男性の39.8%がしなかったと回答しています。

DVを防止するためには、町民がDVIに対する正しい理解を深め、あらゆる暴力を許さないという認識を形成することが重要です。人権教育や広報啓発活動を実施し、男女が対等な関係を認識することにより配偶者等への暴力防止につなげていくことが大切です。

#### 【具体的施策】

- ① 多様な方法を活用しDV防止のための広報・啓発活動を推進する。

【総務課・町民福祉課】

- ② 若年者へのDV未然のための教育を推進する。 【総務課・町民福祉課・学校教育課】



## 《基本目標2》 発見通報や相談しやすい体制の整備

### 【現状と課題】

DVは家庭内で起こるために被害が潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。また、被害者は孤立している場合が多く、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識が乏しいために相談に至らない場合があります。被害を深刻化させないためには早期発見と対応が必要です。

DV防止法では被害者を発見した者は、その旨を県配偶者暴力支援センターや警察に通報するよう努めなければならないとされています。町民がDVに対する理解を深め、発見や通報することができるよう周知を図ることが重要です。

### 【具体的施策】

- ① 総合相談窓口を整備し、多様な相談に対応するため相談窓口職員等の専門知識の習得や研修の充実に努めます。【総務課・町民福祉課】
- ② 佐賀県配偶者暴力相談支援センター、警察署などの関係機関との連携の強化を図ります。【総務課・町民福祉課】

## 《基本目標3》 安心・安全な保護体制の整備

### 【現状と課題】

DV被害者と同伴の子ども等の安全確保は最も重要な課題です。関係機関は連携・協力をしながら、それぞれの役割を果たす必要があります。

DV被害者と同伴の子ども等の安全を守るために、緊急一時的保護体制の整備を図り被害者の個人情報保護を徹底するためには、日常的に関係機関との連携を深めていく必要があります。

### 【具体的施策】

- ① 被害者が緊急的な避難を要する場合、一時保護施設等に入所するまでの安全確保を行います。【町民福祉課】
- ② 被害者やその同伴する家族の情報について、加害者に漏洩することのないよう関係各課と連携して保護・管理を徹底します。【総務課・町民福祉課】

## 《基本目標4》 被害者の自立支援体制づくり

### 【現状と課題】

DV被害を経験された方は孤立し貧困に陥りやすく、困窮に直面するという深刻な問題が潜んでいます。また、被害者の回復から生活再建までには長い時間がかかるため、早い段階での相談や早期自立につながるよう被害者が求める支援を充実させて、被害者に寄り添った継続的な支援が求められます。

### 【具体的施策】

- ① 被害者が自立するまでには、心身のケアから住居の確保、就業、子どもの就学等、多岐にわたる支援が必要なため、各課や関係機関と連携を図り、きめ細やかで切れ目ない支援を行います。 【町民福祉課・関係課】
  
- ② 被害者の子どもは、暴力を見聞きしたり、虐待を受けたりと、複雑で深刻な影響を受けています。関係機関との連携体制を強化して、心のケアや発達について被害者とともに考え支援を行います。また、被害者の子どもが円滑に就学や保育ができるような体制整備を推進します。 【町民福祉課・学校教育課】



## 基本目標3 男女がともに働きやすい環境の整備(女性の活躍推進計画)

### 3-1 男女平等な職場環境づくり

#### 【現状と課題】

男性と女性がお互いを尊重し、個人が個性と能力を発揮することにより、あらゆる場面において活躍することが大切です。しかしながら、職場では、女性は出産、育児で仕事を中断した後、多様な働き方が選択できず、配置、昇進、賃金などの男女格差に直面し、雇用環境は依然として厳しい状況にあります。

職場における男女平等を促進するには、男女雇用機会均等法に基づき、労働者が性差別されることなく、その能力と意欲を発揮することができる環境の整備に努める必要があります。

また、働く女性が妊娠中や産後も安心して働き続けられるよう、テレワークの導入や男性の育児休暇の取得など、柔軟で多様な仕事と家事・育児を両立できるような環境づくりを推進する必要があります。

#### 【具体的施策】

##### ① 男性中心型の労働慣行の見直し 【総務課】

男女が共に持てる力を発揮しながら働き続けることができるよう、事業者や労働者をはじめ町民に対し、男女雇用機会均等法などの理念の周知を図り、法令に則した雇用管理の改善を促進します。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するために、長時間労働の抑制や多様な働き方の普及などの、男女がともに家事や育児等を行っていくことができる支援体制づくりの普及に取り組みます。

##### ② 男女を区別する意識の解消 【総務課】

労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮することができるよう事業者や労働者に対して、男女共同参画意識を高めるよう啓発を行います。

加えて行政においては、企業や団体の模範となる職場づくりが期待されていることから、まずは町役場で、職員の研修や女性の職域を拡大させるなど人材の育成と活用を図り、男女共同参画社会を進めていきます。

##### ③ 多様な働き方の促進による女性活躍の推進 【総務課】

自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮するために、希望に応じた働き方ができるよう、事業所における女性管理職登用の啓発や、テレワークの導入等の多様で柔軟な働き方の促進、多様なニーズに対応した保育サービス等の充実を図ります。

### 3-2 仕事と家庭生活を両立できる環境づくり

#### 【現状と課題】

女性は、家庭生活の中で家事・育児・介護など家庭内のどの項目にも関わっているのに対し、男性が関わる度合いは内容によって違っています。

人間形成の基礎を営む家庭の中で、家事・育児・介護などを男女問わず家族全員で分担することは、男女平等意識を育てる上で大変重要なことであり、また家庭と仕事を両立していくには、企業のみならず社会全体で支援していくシステム化が必要です。

#### 【具体的施策】

##### ① 家事・育児・介護における支援制度の周知 【総務課】

家庭と仕事・地域生活を両立していくためには、社会全体で支援していくシステム化が必要であり、各地域や団体、企業へ周知を図ります。また、男女共に育児・介護休業を取得することができることを周知するとともに、男性の育児・介護休業の取得を啓発します。

##### ② 子育て支援の充実と相談体制の整備 【町民福祉課】

働く男女の仕事と家庭生活の両立を支援するため、保育施設の整備に取り組むとともに、乳児保育や一時保育などの保育サービスの充実を図ります。また、就労などの理由により放課後の時間に見守りができない小学生を預かり、児童が安全・安心に生活でき、保護者も安心して仕事ができるよう学童保育のさらなる充実を図ります。

また、地域社会における住民相互の子育てネットワークの形成を図るとともに、子育てに関する相談体制の一層の整備を図ります。

##### ③ 子育てに対する職場の理解の普及啓発 【総務課・町民福祉課】

育児休業などの子育て支援に関する制度を充実するため、職場における子育て期の男女に対する理解を企業等へ働きかけます。

##### ④ 男女がともに家庭生活に関わることができる環境の充実 【総務課】

男女が共に家庭生活に積極的に参加できるよう、育児・介護休業制度などの利用促進を図っていきます。



### 3-3 農林水産・商工などの自営業における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

農林水産業や商工自営業に従事する女性は、産業の重要な担い手として、また経営や地域活性化の担い手として大きな役割を果たしていますが、地域に残る固定的な役割分担意識や慣習などにより、経営や事業運営などは男性中心に行われることが多くなっています。

また、仕事のほかに家事や育児の二重負担を強いられる一方で、家族経営が多いため就労条件や待遇などは不明確であるなど、多くの課題が残されています。

こうした状況を解消するため、自営業に従事する女性の労働条件の改善や女性自身が事業の方針決定に積極的に参画できるよう意識啓発に努める必要があります。

#### 【具体的施策】

- ① 対等なパートナーとなるための意識啓発 【農林水産課・企画商工課】  
男女が対等なパートナーとして仕事を営むことができるよう、意識啓発に努め、また、女性の経営・事業運営方針の決定過程への参画を推進します。
- ② 女性の労働条件の向上 【農林水産課・企画商工課】  
仕事と家事・育児の両面において負担を強いられることの多い、自営業で働く女性の労働条件が改善されるよう環境整備や支援に努めます。
- ③ 家族経営協定の促進 【農林水産課・農業委員会】  
休日や給与、役割分担と責任を明確にする家族経営協定の締結促進し、労働条件が改善されるよう支援します。

## 基本目標4 あらゆる分野への男女共同参画の促進

### 4-1 政策方針決定過程への女性の参画促進

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、女性の意見や考え方が政策や方針決定の場に反映されることが必要です。

女性が持てる能力を発揮し、その考え方や意見が政策や方針決定の場に活かされ、参画できる環境を整えることが大切です。行政においても、男女の意見がともに反映され、バランスのとれた施策を実施するために、積極的に女性の参画を推進する必要があります。

#### 【具体的施策】

##### ① 委員会・審議会などにおける女性の登用促進 【関係課】

町の委員会や審議会等における委員のうち女性委員の割合の目標値を40%とし、政策や方針決定に男女の意見をともに取り入れた町政を推進します。

##### ② 管理職などへの女性の登用促進 【総務課】

男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野において女性を登用することが必要です。

町女性職員の管理職への登用を推進し、個人の能力や適性を活かした配置に努めるとともに、事業所等にも女性の管理職への登用の推進について働きかけます。



## 4-2 地域活動の場での男女共同参画の促進

### 【現状と課題】

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある地域を構築するためには、男女がともに地域社会の一員としてさまざまな地域活動に参画し、実りある日常を過ごせることが重要です。そこで「男性が中心、女性は補助」といった固定的な役割分担意識を払拭し、個人が個性と能力を十分に発揮できるよう地域における制度や慣行を見直していく必要があります。

### 【具体的施策】

- ① 地域活動の役職などにおける女性の登用促進 【総務課】  
自治会や地域活動において、女性がリーダー的役割を担うことができる環境づくりの支援を行います。
- ② 地域活動への参加促進 【総務課】  
地域活動は最も身近な社会参画の場であり、多くの女性が積極的に参加することが重要であるため、地域における男女共同参画事例等の情報提供を充実し、女性の地域活動への参加を促進します。

## 第3章 計画の推進

男女共同参画社会づくりのための課題や施策は多岐にわたり、町行政のあらゆる分野に及んでいることから、効率的かつ計画的に推進していくためには町職員一人ひとりの意識を高めて関係部署が連携を図りながら施策を積極的に取り組むことが重要です。また、行政と住民が協働で取り組む必要があります。そのためには、役場全体が男女共同参画を積極的に推進する職場のモデルとなるよう、職員への意識啓発と推進体制の整備を図る必要があります。

また、本計画の住民に対する広報・啓発に努めるとともに、住民や関係団体などと連携し、効果的な取り組みをしていく必要があります。

さらに、男女共同参画に関わる人材活用制度や様々な問題解決のための相談体制の整備が必要です。

### 1. 推進体制の充実

男女共同参画に関する関係各課の連携の充実を図り、施策を効果的に推進します。

また、庁内において職員に対する研修、ハラスメント対策、男性職員の育児休業等取得の促進、女性職員の管理職への登用促進などの男女がともに働きやすい環境づくりに努めます。

### 2. 住民参画の促進

町民、事業所や団体、関係機関への情報提供などを行い、男女共同参画意識の普及・啓発を推進します。

また、各団体や関係機関との連携を図り相互に協力し合える体制づくりを進めます。